

調剤一部負担金へのポイント付与

ファイナンシャル・プランナー 菊池 昭仁

最近薬剤師の間で話題になっていることに、調剤に対する一部負担金（以下、一部負担金）へのポイント付与があります。家電量販店やスーパーなどでは一般的なポイント制度ですが、調剤薬局を含む医療機関ではほとんど導入されていませんでした。

「薬局のポイントカードを持っているよ」とおっしゃる方もいるかと思います。確かに調剤を行っている薬局でも、ポイントカードを導入しているところはあります。しかし、ポイントが付与されるのは処方せんなしで買える薬（以下、OTC薬）や、薬以外の商品に対してで、一部負担金は対象外だったかと思います。

これは薬局にとって重要な法律である健康保険法で、一部負担金の減額は特別の事情がある場合以外認められておらず、ポイント付与がこの一部負担金の減額の当てるのではないかと考えられていたためです。

ところが最近、一部のドラッグストア（調剤を行っている）が、一部負担金へのポイント付与を始めました。「一部負担金にポイント付与しても、ポイントの使用をOTC薬など、一部負担金以外に限定すれば、一部負担金の減額には当たらない」と判断したからです。

実は法律上ポイント付与を禁止する規定はなく、またポイント付与が一部負担金の減額の当たるという公式な見解も出されていませんでした。

そこで日本薬剤師会が、2010年11月12日に一部負担金に対するポイント付与は「不適切なサービス行為である」旨の見解を発表しました。この見解はいままでみんながそう思っていたという内容でしたので、私自身は「やっぱりそうか」と思った程度でした。

しかし2010年11月30日に衝撃が走りました。政府から一部負担金に対するポイント付与を事実上容認する見解が出されたのです。政府の見解が出たのですから、当然日本薬剤師会も容認するのでは、と思われましたが、日本薬剤師会は2010年12月3日に「保険薬局は調剤へのポイント付与をすべきではない」と、ポイント付与を否定する見解を再度出しました。

政府と日本薬剤師会の見解が異なっているので、今後の展開は流動的ですが、今のところ業界内では政府の見解を根拠として、ポイントを付与する方向に動いているようです。

では私たちが薬局を選ぶ際、最初にポイントを付与されるか否かを考慮した方がよいのでしょうか。考えてみましょう。

以前（2010年11月）のコラムで、薬局毎に決まっていて、必ずかかる調剤基本料というのは「たくさんの処方せんを受けていて（4000回／月を超える）、その処方せんが特定

の医療機関からばかり（70%以上）の薬局は安くなります。」と書きました。
実際の差は次の通りです。

$$(40 \text{ 点} - 24 \text{ 点}) \times 10 \text{ 円} \times \text{自己負担割合}(3 \text{ 割}) \doteq \underline{50 \text{ 円}}$$

ポイント制度は一部負担金 100 円につき 1 ポイント（1 ポイント=1 円）とすると、一部負担金が 1,000 円の場合、10 ポイント（=10 円）となります。

よって他の算定条件が同じ場合、一部負担金が 5,100 円以上（100 円未満はポイントが付与されない）ならば、調剤基本料にかかわらず、ポイント制度のある薬局の方がお得であると言えます。

逆に 5,100 円未満の場合は、ポイント制度よりもまず調剤基本料を考慮した方が良いと言えます。

薬局に限らずポイント制度全般に言えることですが、ポイント制度を利用するには、ポイントの使用条件（1 ポイント 1 円から使用可、1,000 ポイント 1,000 円単位で使用可など）と、有効期限の有無に注意する必要があります。

例えば使用条件が 1,000 ポイント単位でポイント積立期間が 1 年の場合、1 年間に 10 万円支払って初めてポイントが使用できることになります。

薬局がポイント制度を導入することは、以前からその薬局を利用している方にとってはメリットが大きいと思います。ただ、ポイントを理由に薬局をかえようとお考えの方は、以上の点を考慮する必要があるでしょう。